シールドトンネル施工技術検討会 設立趣意書

シールド工法は、道路、鉄道、河川、下水道等のトンネル 工事において、幅広く活用されている施工技術であるが、近 年、陥没・空洞事故が相次いで発生した。

今後のシールドトンネル工事において、更なる安全性向上 や周辺地域の安全・安心の向上を図るためには、様々な事 業分野で横断的に技術的知見を共有することが重要であ る。

このため、シールドトンネル工事において近年発生した事故事例等から得られた教訓を次に活かし、シールドトンネルの設計・施工技術等に関するガイドラインを策定することを目的として、「シールドトンネル施工技術検討会」を設置するものである。

「シールドトンネル施工技術検討会」規約

令和3年9月28日

(名 称)

第1条 本検討会は、シールドトンネル施工技術検討会(以下「検討会」という。)という。

(目 的)

第2条 本検討会は、様々な事業分野のシールドトンネル工事において実際に発生した事故から得られた技術的な教訓を次に活かし、今後も幅広く活用される見込みのシールド工法の更なる安全性向上や周辺地域の安全・安心の向上を図るため、シールドトンネルの設計・施工技術等に関するガイドラインを策定することを目的とする。

(内容)

- 第3条 本検討会においては、以下を実施する。
 - (1) 近年のシールドトンネル工事での事故事例における取組状況の把握
 - (2) 実際の設計・施工等におけるトラブルや事故の実例の把握
 - (3) 今後のシールドトンネル工事の設計・施工技術等において留意すべき有用な技術的 知見の抽出・整理
 - (4) 上記を踏まえたシールドトンネルの設計・施工技術等に関するガイドラインの策定
 - (5) その他必要な事項

(委員)

第4条 検討会のメンバーは、別表のとおりとする。

(委員長)

- 第5条 検討会に委員長を置く。
 - 2 委員長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代 理する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課及び公共事業調査室が行う。

(関係者からの意見聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

- 第8条 会議および議事については原則非公開とするが、議事要旨および配付資料について は原則公表するものとし、検討会終了後、委員長の確認を得て事務局が公開する。
 - 2 これにより難い場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

附 則 この規約は、令和3年9月28日から施行する。

シールドトンネル施工技術検討会 委員

く ぼ かずゆき **久保 和幸**

国研)土木研究所 つくば中央研究所

道路技術研究グループ グループ長

こうだ まさゆき 神田 政幸

田 政幸 公財)鉄道総合技術研究所 構造物技術研究部 部長

t とう けんいち **佐藤 研一**

福岡大学工学部 教授

たつおか ふみお **○龍岡 文夫**

東京大学 名誉教授 、東京理科大学 名誉教授

たてやま かずよし 建山 和由

立命館大学理工学部 教授

みむらまもる三村衛

京都大学大学院工学研究科 教授

もりかわ よしゆき 森川 嘉之

国研)港湾空港技術研究所 地盤研究領域 領域長

(◎:委員長、五十音順、敬称略)